

皆様へお知らせです。20歳になったら、「全員」国民年金の加入者(被保険者)となります。20歳から60歳になるまで年金制度への加入が全員義務付けられています。

国民年金は、老後だけではなく、病気やケガ、万が一の場合の備えになります。(※1)

毎月の保険料の納め忘れのないよう、お気を付けください。

また、20歳になって概ね2週間以内に、日本年金機構から加入したことをお知らせする通知が送付されます。なお、すでに「厚生年金」「共済年金」に加入されている方は、除きます。

※1 ケガや病気で障害が残って暮らしが大変 ⇒ 障害年金

お亡くなりの場合、ご家族の暮らしが心配 ⇒ 遺族年金

国民年金の加入者のことを「被保険者」と言い、職業などで、次の「3種類」に分かれています。

第1号被保険者

「自営業」、「農業」等
またその「配偶者」
「学生」、「アルバイト」



第2号被保険者

「会社員」「公務員」
(厚生年金に加入の方)



第3号被保険者

「2号」被保険者に扶養
されている「配偶者」



加入者は
どんな方?

加入手続きは
どこで?

お忘れなく!
こんな時は
届出を!

保険料の
納め方は?

・20歳になったの加入手続きは既にされています。
・その他の、諸手続きは「コザ年金事務所」または「市役所国民年金係」で行います。

・加入の手続き
⇒本人の「勤務先」が行います。

・加入の手続き
⇒配偶者(2号)の「勤務先」お申し出ください。

●職業が変わり厚生年金や共済年金(2号)に加入するとき⇒勤務先へ

●お勤め先を退職
⇒市役所へおこし下さい。
(「1号」へ変更)

●「2号」の夫(妻)の扶養から外れたとき
⇒市役所へ(「1号」へ)
●夫(妻)が退職したとき
⇒市役所へ(「1号」へ)

日本年金機構(コザ年金事務所)から送付された「納付書」により納めます。
(銀行・郵便局・コンビニ・キャッシュレス決済)
※口座振替やクレジットが便利です。

「厚生年金」や「共済年金」という形で保険料を納めます。(給料から天引き)

第2号被保険者が全体で負担しているため、個人で納める必要はありません。

免除制度

納付が困難な方は「免除制度」をご利用下さい。

令和5年度の保険料「16,520円/月」の納付が経済的に困難な方は、所得に応じた免除制度等(※2)をご活用ください。将来のための年金制度ですので、「未納」とせず、これらの申請をしてください。

※2「学生納付特例制度」「免除・納付猶予制度」があります。